

新規化学物質の製造・輸入届出等に係る同一物質の届出等について（お知らせ）

平成24年10月16日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第3条第1項、第5条第1項、同条第7項又は第7条第1項の規定に基づく新規化学物質の届出又は申出のうち、試験データを複数届出者間で共有する場合（以下「同一物質の届出等」という。）について、以下の届出日までに資料提出を行ってください。このうち、平成23年3月末日までに判定結果が通知されている新規化学物質の同一物質の届出等については、以下の「スクリーニング毒性試験等を実施した物質の連絡期限」までに、以下の連絡事項の内容を事前にメール又はFAXにてご連絡いただきますようお願いいたします。

また、連絡期限等を過ぎた場合、翌月以降の届出として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

なお、4月分以降の届出日等について、平成25年1月頃掲載予定です。

ご不明な点等につきましては、以下問い合わせ先にお問い合わせください。

○連絡期限及び届出日

	スクリーニング毒性試験等を実施した物質 ^注 の連絡期限	届出日
1月分	平成24年12月21日（金）15時	平成25年1月4日（金）15時
2月分	—※)	平成25年2月8日（金）15時
3月分	平成25年2月22日（金）15時	平成25年3月8日（金）15時

※2月分については、スクリーニング毒性試験等を実施した物質についての受付は実施しておりません。

○連絡事項

届出に係る処理番号、事業者名、担当者連絡先（部署名、担当者名、連絡先（tel, fax, e-mail））

※件名には「新規化学物質届出（同一物質）の連絡について」と記入してください。
また、判定通知書の写しを添付してください。

注）化審法第3条第1項の規定に基づき届出があった新規化学物質（ただし、その届出に際して同法第5条第1項の規定に基づき申出のあった低生産量の物質、並びに良分解性の物質及び高分子フロッスキームに基づき判定された物質を除く）。あるいは、化審法第5条第2項第1号に該当すると判定された新規化学物質であって、同条第7項の規定に基づき申出があった新規化学物質。

概ね、処理番号000番台、500番台及び600番台の同一物質になります。ご不明な場合には、下記まで問い合わせください。

ご不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

(参考)

- [化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（平成23年1月11日改訂）](#)
- [新規化学物質の製造・輸入届出等に係る同一物質の届出等について（平成24年5月1日）](#)

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班

（電話）03-3501-0605（FAX）03-3501-2084

（E-MAIL）qqhbbfa@meti.go.jp